

本号で公布された 法令のあらまし

◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四四二号）（運輸省）
 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十二年一月一日とし、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成十四年五月一日とすることとした。

◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（政令第四四三号）（運輸省）

1 特定旅客施設の要件（第一条関係）
 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）における特定旅客施設の要件は、次のいずれかに該当することとする。

(1) 当該旅客施設の一日常たりの平均的な利用者の人数が五、〇〇〇人以上であること。
 (2) 当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 (3) 前二号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであって、当該旅客施設の利用の状況からみて、当該旅客施設について移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(一) 徒歩圏内に、当該旅客施設を利用する相多数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設が所在していること。
 (二) 当該旅客施設、徒歩圏内に所在する一般交通用施設等の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等

の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効果的かつ効果的であること。

2 基準適合性審査等に係る法令の規定（第二条関係）
 基準適合性審査等に係る法令の規定として、鉄道事業法の工事の施行の認可に関する規定等を定めることとした。

3 公共交通特定事業の実施に係る法令に係る法律の規定（第三条関係）
 公共交通特定事業の実施に係る法令に係る法律の規定として、鉄道事業法の事業改善の命令に関する規定等を定めることとした。

4 保留地において特定旅客施設等を設置する者（第四条関係）
 保留地において特定旅客施設等を設置する者は、法で定めるもののほか、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とすることとした。

5 特定旅客施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準（第五条関係）
 特定旅客施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額として交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を換地処分後の公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することが出来る権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とすることとした。

6 この政令は、法の施行の日（平成十二年一月一日）から施行することとした。ただし、車両等（自動車を除く。）の基準適合義務に係る規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年五月一日）から施行することとした。

政 令

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百四十二号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十二年十一月十五日とし、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成十四年五月十五日とする。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十二年十一月十五日とし、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成十四年五月十五日とする。

御 名 御 璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令

御 名 御 璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令

御 名 御 璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗

内閣は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第五項、第五条第一項、第二項及び第三項ただし書、第九条第四項ただし書並びに第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の一日常たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一日常たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数が、全国の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する身体障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであって、当該旅客施設の利用の状況からみて、当該旅客施設について移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(一) 徒歩圏内に、当該旅客施設を利用する相多数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設が所在していること。

(二) 当該旅客施設、徒歩圏内に所在する一般交通用施設等の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等

の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効果的かつ効果的であること。

イ 当該旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われる範囲(以下「徒歩圏」という。)内に、当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設が所在していること。

ロ 当該旅客施設、徒歩圏内に所在する一般交通用施設及び当該旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される公共用施設の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効果的かつ効果的であること。

第五條の政令で定める規定

第二條 法第五條第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八條第一項、第九條第一項(同法第十二條第四項において準用する場合を含む。)、第十條第一項、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項及び第二項、全国幹線線路整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九條第一項並びに本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十一條第一項、二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五條第一項及び第十條

- 三 自動車タクシーミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第三條及び第十一條第一項、法第五條第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九條第三項(同法第十二條第二條第二項において準用する場合を含む。)、及び第十二條第二項
- 二 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項ただし書
- 三 自動車タクシーミナル法第十一條第三項

- 3 法第五條第三項ただし書の法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法第二十三條第一項第三号
- 二 軌道法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十三條第一項第三号
- 三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三十一條第三号

四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百二十二條第四号

(法第九條第四項ただし書の政令で定める規定)

第三條 法第九條第四項ただし書の法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第二十三條第一項第三号
- 二 軌道法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十三條第一項第三号
- 三 道路運送法第三十一條第三号

(保留地において特定旅客施設等を設置する者)

第四條 法第十三條第一項の政令で定める者は、(国の全額出資に係る法人を含む。又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。)

(特定旅客施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第五條 法第十三條第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十三條第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができるとする権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乘じて得た額とする。

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日(平成十二年十一月十五日)から施行する。ただし、次に掲げる規定は、法附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(平成十四年五月十五日)から施行する。

- 一 第二條第一項第一号(鉄道事業法第十三條第一項及び第二項に係る部分に限る。)
- 二 第二條第二項第一号(軌道法第五條第一項に係る部分に限る。)
- 三 第二號及び第四號の規定中車両等に係る部分

(土地区画整理登記令の一部改正)

第二條 土地区画整理登記令(昭和三十年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

二號。以下「中心市街地法」という。第七條第一項を、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)以下「中心市街地法」という。第七條第一項若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)以下「移動円滑化法」という。第十三條第一項」に改める。

第七條第二項中「若しくは中心市街地法第七條第一項」を、「中心市街地法第七條第一項若しくは移動円滑化法第十三條第一項」に改める。

(中央省庁等改革のための国土交通省関係政令等の整備に関する政令の一部改正)

第三條 中央省庁等改革のための国土交通省関係政令等の整備に関する政令(平成十二年政令第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号イ及びロ中「運輸省令・建設省令・総務省令・自治省令」を「国土交通省令・内閣府令・総務省令」に改める。

(運輸省組織令の一部改正)

第四條 運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の施行に関すること(鉄道局、自動車交通局、海上交通局、海上技術安全局、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)

第二十一條第二号中「関すること」の下に「地域計画課及び」を加える。

第二十二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 運輸施設整備事業団に関すること

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二十一條第一項に掲げる業務に関することに限る。)

第二十四條に次の一号を加える。

四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること(地域計画課並びに鉄道局、自動車交通局、海上交通局、海上技術安全局、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)

(建設省組織令の一部改正)

第五條 建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中第二十九号を第三十号とし、第十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の施行に関すること(道路局及び住宅局の所掌に属するものを除く。)

第六條第二項中「前項第二十二号及び第二十三号」を「前項第二十三号及び第二十四号」に、「同項第二十六号」を「同項第二十七号」に改める。

第九條中第二十三号を第二十四号とし、第十二号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同條第十一号中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削り、同号を同條第十二号とし、同條第十二号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、旅客施設(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二條第一号に規定する建築物に該当する部分に限る。)

第三十四條第三号中「第七十一條第十一号」を「第七十一條第十二号」に改め、同條第十二号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること(第五十六條第十二号及び第七十一條第十号に規定するもの並びに道路特定事業に係るものを除く。)

第三十五条第十二号中「前条第八号」を「前条第七号」に改める。
 第七十一条中第十三号を第十四号とし、第十号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
 十 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、旅客施設（建築基準法第二条第一号に規定する建築物に該当する部分に限る。）に関する移動円滑化基準に関する事。

（自治省組織令の一部改正）
 第六条 自治省組織令（昭和二十七年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。
 第四条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。
 二十八 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行に関する事務を行うこと。
 第十三条中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。
 十六 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に関する企画立案その他同法の施行に関する事。

（国土交通省組織令の一部改正）
 第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一項第五号中「附帯する業務」の下に「並びに高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二十一条第一項に掲げる業務」を加え、同項中第五十九号を第六十号とし、第四十八号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。
 四十八 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十一条第三号中「運営一般」の下に「並びに同事業団の行う高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二十一条第一項に掲げる業務」を加える。
 第四十九条に次の一号を加える。
 四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（他局及び交通計画課の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣 森 喜朗
 運輸大臣 森田 一
 建設大臣 林 寛子
 自治大臣 西田 司

〇総理府令第二号
 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の施行に伴い、並びにアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）第九条第一項及び第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
 平成十二年十月四日
 内閣総理大臣 森 喜朗
 文部大臣 大島 理森

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則（平成九年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。
 本則中「北海道開発庁長官及び文部大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に改める。
 別記様式中「北海道開発庁長官及び文部大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に、「北海道庁長官又は文部大臣」を「国土交通大臣又は文部科学大臣」に改める。

附則
 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

府令・省令

〇総理府令第十一号
 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）第二条第一項第三号の規定に基づき、電源開発促進対策特別会計法施行令第二号第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。
 平成十二年十月四日
 内閣総理大臣 森 喜朗
 通商産業大臣 平沼 赳夫

電源開発促進対策特別会計法施行令第二号第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令（昭和五十年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。
 本則各号列記以外の部分中「同項第四号、第七号、第十八号、第十九号、第二十二号から第二十五号まで、第三十二号及び第三十三号」を「同項第四号、第六号、第十六号、第十九号から第二十二号まで、第二十九号、第三十号及び第三十八号」に、「同項第二十号及び第二十一号」を「同項第十七号及び第十八号」に、「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第十六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に、「同項第四十号」を「同項第三十七号」に、「同項第二十二号」を「同項第九号」に、「同条第六項第六号から第八号まで、第十号、第十三号、第十七号及び第十八号並びに同条第七項第二号、第八号、第十号、第十二号及び第十八号」を「同条第六項第五号、第六号、第九号、第十二号及び第十五号並びに同条第七項第一号、第四号、第五号及び第八号」に、「同項第三十四号」を「同項第十九号」に改め、「所管大臣をいう。」の下に「第一号イ(1)において同じ。」を加える。

本則第一号イ(1)中「及び隣接都道府県」を「隣接都道府県」に改め、「隣接する都道府県をいう。以下同じ。」の下に、「加工施設所在都道府県（加工施設（令第一条第一項第一号に規定する加工施設をいう。以下同じ。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県をいう。以下同じ。）及び加工施設隣接都道府県（加工施設所在都道府県に隣接する都道府県であつて所管大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号イ(1)中「再処理施設又は」を削り、「第三条各号」に、「高速増殖炉の実験炉」を「施設」に改め、「当該都道府県の区域内に含まれる市町村であつて、」を削り、「予定されているもの」を「予定されている市町村」に、「隣接するものをいう。」を「隣接する市町村をいう。以下この号において同じ。」に、「所在市町村に隣接する市町村」を「隣接市町村」に、「とを結ぶもの」を「のうち当該所在都道府県の区域内に含まれるものとを結ぶもの、当該施設に係る隣接都道府県と隣接市町村のうち当該隣接都道府県の区域内に含まれるものとを結ぶもの並びに加工施設所在都道府県と加工施設所在市町村（加工施設設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村をいう。以下この号において同じ。）加工施設隣接市町村（加工施設所在市町村に隣接する市町村をいう。以下同じ。）及び加工施設隣接市町村（加工施設隣接市町村に隣接する市町村をいう。以下同じ。）のうち当該加工施設所在都道府県の区域内に含まれるものとを結ぶもの」に改め、同号イ(1)中「所在都道府県」の下に「又は加工施設設置の周辺」に改め、同号イ(1)中「隣接都道府県」の下に「又は加工施設隣接都道府県」を加え、同号イ(3)中「もの」の下に「(2)に規定する事務を除く。」を加え、同号イ(5)中「もの」の下に「(2)に規定する事務を除く。」を加え、同号イ(5)の次に次のように加える。

(6) 原子力発電施設等（実用原子力発電施設を除く。）又は加工施設に係る緊急事態対応策拠点施設（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十二条第一項に規定する緊急事態対応策拠点施設をいう。以下同じ。）の整備又は維持に係るもの（次号イ(4)に掲げる事務を除く。）

第一号口中「第一条第一項第四号イ」を「第一条第一項第四号」に改め、同号ハ中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改め、同号ニ中「第一条第一項第十八号」を「第一条第一項第十六号」に改め、同号ホ中「第一条第一項第二十二号、第二十三号若しくは第二十四号」を「第一条第一項第十九号から第二十一号まで」に、「同

項第四十号」を「同項第三十七号」に、「同項第二十二号口」を「同項第十九号口」に改め、同号八中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第十七号」に改め、同号下中「第一条第一項第二十一号」を「第一条第一項第十八号」に改め、同号リ中「第一条第一項第八号」を「第一条第一項第七号」に改め、同号又中「第一条第一項第四十号」を「第一条第一項第三十七号」に改め、同号ル中「第一条第一項第三十二号」を「第一条第一項第二十九号」に改め、同号ヲ中「第一条第一項第二十五号」を「第一条第一項第二十二号」に、「同項第十八号ハ」を「同項第十六号ハ」に改め、同号ヨを削り、同号力中「第一条第六項第七号」を「第一条第六項第六号」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワ中「第一条第六項第六号」を「第一条第六項第五号」に改め、同号ワを同号力とし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ 令第一条第一項第三十八号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、次号ヲに規定する事務以外のもの

第一号夕中「第一条第六項第十号」を「第一条第六項第九号」に改め、同号レ中「第一条第六項第十三号」を「第一条第六項第十二号」に改め、同号ソ中「第一条第六項第十七号」を「第一条第六項第十五号」に改め、同号ツを削り、同号ネ中「第一条第七項第二号」を「第一条第七項第一号」に改め、同号ネを同号ツとし、同号ナ中「第一条第七項第八号」を「第一条第七項第四号」に改め、同号ナを同号ネとし、同号ネの次に次のように加える。

ナ 令第一条第七項第五号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、次号ネに規定する事務以外のもの

第一号ラ及びムを削り、同号ウ中「第一条第七項第十八号」を「第一条第七項第八号」に改め、同号エ中「第一条第七項第三十四号」を「第一条第七項第十九号」に改め、同号エを同号ムとし、第二号イを次のように改める。

イ 令第一条第一項第一号二に掲げる交付金の交付に関する事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 所在都道府県（原子力発電施設に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）及び隣接都道府県（原子力発電施設に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）と通商産業省、所在都道府県と所在市町村（原子力発電施設の設置が、その区域内にお

いて行われ、又は予定されている市町村をいう。以下同じ。）、隣接市町村（所在市町村に隣接する市町村をいう。以下同じ。）及び隣接市町村（隣接市町村に隣接する市町村をいう。）のうち当該所在都道府県の区域内に含まれるもの並びに隣接都道府県と当該隣接都道府県の区域内に含まれる隣接市町村とを結ぶ電気通信設備の設置及び維持に係るもの

(2) 実用原子力発電施設の緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得及び緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係るものであつて、原子力災害対策特別措置法第四条第二項に基づく通商産業大臣の責務の履行に係るもの

(3) 実用原子力発電施設の緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係るものであつて、原子力災害対策特別措置法第四条第二項に基づく通商産業大臣の責務の履行に係るもの

(4) 原子力発電施設等又は加工施設に係る緊急事態応急対策拠点施設のうち主として実用原子力発電施設に係るものの整備又は維持に係るもの

第二号ロを次のように改める。

ロ 令第一条第一項第四号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、次に掲げるもの

(1) 実用発電用原子炉施設に係る緊急時の判断並びに当該判断に係る情報の伝達及び表示に関する調査に係るもの（緊急時における原子力安全委員会の技術的事項に関する助言に必要な情報の保管、解析及び表示を行うためのシステムに係るものを除く。）

(2) 実用原子力発電施設の緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得及び緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係るものであつて、主として放射線障害の防止のために行われるもの

(3) 実用原子力発電施設の緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に関する調査に係るものであつて、主として放射線障害の防止のために行われるもの以外のもの

第二号ハ中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改め、同号ニ中「第一条第一項第十八号」を「第一条第一項第十六号」に改め、「事務のうち」の下に「同号トに掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及に係るもの」を加え、「同項第十八号イ」を「同項第十六号イ」に改め、同号ホを削り、同号ハ中「第一条第一項第二十二号、第二十三号若しくは第二十四号」を「第一条第一項第十九号から第二十一号まで」に、「同項第四十号」を「同項第三十七号」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「第一条第一項第三十二号」を「第一条第一項第二十九号」に、「第三十三号」を「第三十号」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第十七号」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同号又中「第一条第一項第八号」を「第一条第一項第七号」に改め、同号又を同号リとし、同号ル中「第一条第一項第四十号」を「第一条第一項第三十七号」に改め、同号ルを同号又とし、同号ヲ中「第一条第一項第二十五号」を「第一条第一項第二十二号」に、「同項第十八号イ」を「同項第十六号イ」に改め、「ロ若しくはハに掲げる施設」の下に「核燃料サイクル開発機構が設置するものを除く。」を加え、同号ヲを同号ルとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 令第一条第一項第三十八号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、電力の安定的な供給の確保に係るもの

第二号ワ中「第一条第六項第六号」を「第一条第六項第五号」に改め、同号力中「第一条第六項第七号」を「第一条第六項第六号」に改め、同号ヨを削り、同号タ中「第一条第六項第十号」を「第一条第六項第九号」に改め、「実用発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内における貯蔵に限る。」を削り、同号タを同号ヨとし、同号レ中「第一条第六項第十三号」を「第一条第六項第十二号」に改め、同号レを同号タとし、同号ソ中「第一条第六項第十七号」を「第一条第六項第十五号」に改め、同号ソを同号レとし、同号ナ中「第一条第七項第一号」に改め、「実用発電用原子炉施設」の下に「又は使用済燃料貯蔵施設」を加え、同号ネを同号ソとし、同号ナ中「第一条第七項第八号」を「第一条第七項第四号」に改め、同号ナを同号ソとし、同号ツの次に次のように加える。

令第一条第七項第五号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、実用原子力発電施設の設置に係るもの

第二号ラを削り、同号ム中「第一条第七項第十八号」を「第一条第七項第八号」に改め、同号エ中「第一条第七項第三十四号」を「第一条第七項第十九号」に改め、同号エを同号ムとし、第二号イを次のように改める。

- (1) 所在都道府県（原子力発電施設に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）及び隣接都道府県（原子力発電施設に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）と通商産業省、所在都道府県と所在市町村（原子力発電施設の設置が、その区域内にお

ネ 令第一条第七項第五号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、実用原子力発電施設に係るもの

第二号ラを削り、同号ム中「第一条第七項第十八号」を「第一条第七項第八号」に改め、同号ムを同号ラとし、同号ウ中「第一条第七項第三十四号」を「第一条第七項第十九号」に改め、同号ウを同号ラとする。

附則 この命令は、公布の日から施行する。

○総理府、運輸省、令第一号 建設省、自治省

高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）第一条第二号の規定に基づき、高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高年齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令を次のように定める。

内閣総理大臣 森 喜朗
運輸大臣 森田 一
建設大臣 林 寛司
自治大臣 西田 司

高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高年齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令

（旅客施設を利用する高年齢者の人数の算定）
第一条 高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号イに規定する運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高年齢者の人数は、当該旅客施設が新たな建設される場合にあつては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者（当該旅客施設が所在する市町村の区域（高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「法

という。第六条第一項の規定により二以上の市町村が共同して基本構想を作成する場合にあつては、当該基本構想を作成するすべての市町村の区域をいう。以下同じ。における高齢者の割合を乗じて得た人数とし、同号に規定する運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した令第一号第一号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数は、五千に全国の区域における高齢者の割合を乗じて得た人数とする。

2 前項の当該旅客施設が所在する市町村の区域における高齢者の割合は、当該市町村の区域における人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとし、当該人口調査の期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市町村の区域における人口は、地方自治法施行令(昭和十二年政令第十六号)第七十七条の規定により都道府県知事の告示した人口によるものとする。以下同じ。)のうち当該市町村の区域における高齢者の人数(当該市町村の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいう)が占める割合とし、同項の全国的な区域における高齢者の割合は、全国的な区域における人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。以下同じ。)のうち全国的な区域における高齢者の人数(全国の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいう)が占める割合とする。

第二条 令第一条第二号に規定する運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数は、当該旅客施設が所在する平均的な利用者の人数に当該旅客施設が所在する市町村の区域における身体障害者の割合を乗じて得た人数とし、同号に規定する運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した同条第一号の要件に該当する旅客施設を利用する身体障害者の人数は、五千に全国の区域における身体障害者の割合を乗じて得た人数とする。

2 前項の当該旅客施設が所在する市町村の区域における身体障害者の割合は、当該市町村の区域における人口のうち当該市町村の区域における身体障害者の人数(当該市町村の区域における人口のうち身体障害者福祉法施行令(昭和

二十五年政令第七十八号)第四条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者の人数をいう)が占める割合とし、前項の全国的な区域における身体障害者の割合は、全国的な区域における人口のうち全国的な区域における身体障害者の人数(全国の区域における人口のうち身体障害者福祉法施行令第四条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者の人数をいう)が占める割合とする。

附則

この命令は、法の施行の日(平成十二年十一月五日)から施行する。

建設省 自治省 令第二号

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)第一条第二号の規定に基づき、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗
運輸大臣 森田 一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田 司

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令の一部を改正する命令
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令(平成十二年建設省令 自治省 令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令」を「国土交通省令・内閣府令・総務省令」に改める。

附則

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

省 令

郵政省令第六十一号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)を実施するため、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十月四日

郵政大臣 平林 博三

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令
電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一固定資産の表投資有価証券の項を次のように改める。

投資有価証券

- 1 市場価格のある株式で、時価の変動により利益を得る目的で保有するものを除く。
- 2 市場価格のある債券で、時価の変動により利益を得る目的で保有するものを除く。
- 3 市場価格のない債券で償還期限が1年を超えるもの(関係会社投資に整理されるものを除く。)
- 4 関係会社とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。
 - (1) 事業者の親会社及び子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項、第4項及び第7項の規定により親会社又は子会社となる会社をいう。
 - (2) 事業者の関連会社(財務諸表等規則第8条第5項及び第6項の規定により関連会社となる会社をいう。以下同じ。)
 - (3) 事業者が他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む)をいう。以下同じ。)の関連会社である場合における当該他の会社等。

別表第一固定資産の表関係会社投資の項中「親会社株式」と「株式」と改める。
別表第一流動資産の表有価証券の項を次のように改める。
有価証券
市場価格のある株式及び債券で、時価の変動により利益を得る目的で保有するものを並びに市場価格のない債券で決算期後1年以内に償還期限の到来するもの

別表第一固定負債の表中
別表第一資本の部剰余金(又は欠損金)の表の次に次の表を加える。

科 目	備 考
評価差額金	指法第285条/4第3項、第285条/5第2項(第285条/2第1項ただし書及び第2項の規定を準用する場合を除く。)、及び第3項並びに第285条/6第2項(第285条/2第1項ただし書及び第2項を準用する場合を除く。))により、金銭債権、社債、国債、及び地方債等、子会社株式以外の株式に時価を付すものとした場合は記載しなげなければならない。
別表第一営業外費用の表有価証券売却損の項を次のように改める。	
有価証券売却損	市場価格のある株式及び債券で時価の変動により利益を得る目的で保有するもの並びに市場価格のない債券で決算期後1年以内に償還期限の到来するもの売却差損
有価証券評価損	市場価格のある株式及び債券で時価の変動により利益を得る目的で保有するもの並びに市場価格のない債券で決算期後1年以内に償還期限の到来するもの評価損失